

第 1 回

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

平成 1 5 年 8 月 8 日 (金)

第1回 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

日 時 平成15年8月8日(金) 午後4時

会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 1階展示ホール

出席委員(34名)

会 長	谷 一夫	一宮市長	副会長	丹羽 厚詞	尾西市長
副会長	山口 昭雄	木曽川町長	委 員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
委 員	吉田 勇吉	一宮市議会議員	"	木村 貞雄	一宮市議会議員
"	梶田 信三	一宮市議会議員	"	北岸 節男	尾西市議会議員
"	時田 晴彦	尾西市議会議員	"	服部 豊	尾西市議会議員
"	浅田 清喜	尾西市議会議員	"	川井 勇	木曽川町議会議員
"	川合 正高	木曽川町議会議員	"	井浪 清	木曽川町議会議員
"	日比野友治	木曽川町議会議員	"	豊島 半七	一宮市学識経験者
"	栃倉 勲	一宮市学識経験者	"	大島千恵子	一宮市学識経験者
"	佐野 豪男	一宮市学識経験者	"	友定 良枝	一宮市学識経験者
"	吉田 弘	尾西市学識経験者	"	宮田 肇	尾西市学識経験者
"	上田 芳敬	尾西市学識経験者	"	青木 隆子	尾西市学識経験者
"	中島 路可	尾西市学識経験者	"	橋本 照夫	尾西市学識経験者
"	五藤 和吾	木曽川町学識経験者	"	葛谷 昭吾	木曽川町学識経験者
"	五藤 久佳	木曽川町学識経験者	"	杉本 尚美	木曽川町学識経験者
"	不破 孝彦	木曽川町学識経験者	"	松村真早美	木曽川町学識経験者
"	神藤 浩明	学識経験者	"	古池 庸男	学識経験者

欠席委員(1名)

委 員 常川 雄次 一宮市学識経験者

議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員及び事務局紹介
4. 議事録署名委員の指名
5. 議題

(1) 報告事項

- 報告第1号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会設置に至る経緯について
- 報告第2号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約について
- 報告第3号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会設置に関する協議書(写)について
- 報告第4号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約に関する協議書(写)について
- 報告第5号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局職員に関する協議書(写)について
- 報告第6号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する
規程について
- 報告第7号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会規程について
- 報告第8号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程について
- 報告第9号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会分科会規程について
- 報告第10号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局規程について
- 報告第11号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会予算事務規程について
- 報告第12号 平成15年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事業計画について
- 報告第13号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会予算の専決処分について

(2) 協議事項

- 協議第1号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会会議運営規程について
- 協議第2号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程について
- 関連事項 協議会・小委員会における協議の流れ
- 協議第3号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会会議の傍聴に関する規程について
- 協議第4号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する
規程について
- 協議第5号 事務事業調整に係る基本方針について

協議第 6 号 合併協定項目（案）及び小委員会への付託について

関連事項 新市建設計画策定の基本的な考え方（案）

（ 3 ）その他

- ・ 当面のスケジュール及び次回協議会の開催予定について
- ・ 協議会の議事録署名について

6 . 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第1回一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、協議会会長の谷一宮市長からごあいさつ申し上げます。

谷 一夫会長

失礼をいたします。

今日は、思いもよらぬ大変な空模様になってしまいましたが、大変足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆様方には、このたび2市1町の合併協議会の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。どうかよろしくをお願いをしたいと思います。

国や地方の財政状況、あるいは地方分権の流れ、こういった社会情勢を主体的に、客観的に判断をいたしまして、合併によって新しいまちづくりの展望を開こうと、そういった立場に立つことについて、木曽川町長さんも尾西市長さんも、ほぼ同じ認識に立っていらっしゃるというふうに私は認識をしておりますし、昨年度来続けてまいりました任意の合併協議会におきまして、そういった基調の上で、この法定協議会に対する共通の認識がある程度できたものだというふうに理解をいたしております。

これからは総論ではなくて各論に入っていくわけでございますので、それぞれいろいろとご意見、お立場、お違いがあろうかと思えますし、そもそも合併についてのイメージすら、本当に人それぞれ、お一人お一人が違うのではないかというふうに思うわけでございまして、これからの時間の中で、ぜひ真摯な議論を闘わせていただいて、住民の皆様方に納得していただけるような合併の姿を提示していければというふうに思っている次第でございます。

良い議論が行われることを心からご期待申し上げ、今日は本当に嵐の中になりましたけれども、今日はプレスも大勢来ておられますが、嵐の旅立ちなんてことを書かれないように、ひとつよろしくご協力を賜りますようお願いいたします、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

森 輝義事務局長

続きまして、副会長の丹羽尾西市長よりごあいさつ申し上げます。

丹羽 厚詞副会長

どうも、尾西市の丹羽でございます。恐縮でございます。私からも一言ごあいさつ申し上げます。

今、大変な天気の中でというお話がございましたが、この会場の中、皆様方の顔ぶれを見ますと、本当に生き生きとして、老若男女を問わずに、これからの新しい市町をつくっていただくすばらしい方々に集まっていたただけかなと感謝する次第でございます。

私ども尾西市の状況を少しだけお話しさせていただきますと、実は、この2市1町の合併協議の中でも、少しだけ歩調を違えている部分がございます。それは、住民投票を行いたいということをお願いしていることでもございまして、これは、もちろんこれから議会の同意を得て進めていくことでもございますが、これも、とにかくこの合併に関しましては時間が限られている。その中で、しっかりとした議論をして、新しいまちづくりを考えていかなければならない。

それと同時に、その限られた時間の中で、住民の皆様方に、特にこの尾西市の場合は急なお話でもあったわけでありまして、内容を考えながら是非を問うていかなければいけないという、ちょっとほかの1市1町と事情が違う部分もございまして、住民投票を来年行うということでもご理解を得ているわけでもございますが、どうか皆様方にもそういったご理解をいただきまして、とにかく新しい市町にするにはどうするのか、そういった具体案も、どんどんこの協議会の場でご協議いただきまして、その市町の計画をもって住民投票を乗り切りたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。（拍手）

森 輝義事務局長

続きまして、副会長の山口木曾川町長よりごあいさつ申し上げます。

山口 昭雄副会長

木曾川町長でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

これまでの任意協議会での議論を踏まえて、改めてこの地域で市町村合併が行われることの意義について考えてみますと、まず第1に、合併を一つのチャンスとして、この尾張西部に本当に、これはごろ合わせになってしまいますが、画期的な活気の回復が図れるかどうかということがあると思います。

例えば、地場産業についていえば、起死回生の絶対条件である尾州ブランドの確立というようなことのためには、合併によって新たな地域の発信力が生み出されるかどうかということが大きな問題になります。そのためにも、やはり社会経済的にも文化的にも、この地域が大変グレードの高い地域になる、あるいはグレードの高い都市を生み出していくことができなければならないというふうに考えます。

これまで3つの市町は、それぞれに総合計画に基づいて目標を設定して努力をしておりますが、その目標達成が本当に3倍にもなるような努力をしなければいけないというふうに思います。

もう1点は、この合併が地方分権改革を本気で行っていく舞台になるのかどうかということでもあります。例えば、今、国が制度化に向けて動き始めている新しい自治体形成の動きに対して、本当に先進的に取り組んでいけるのかどうか。いわゆる自治体内分権ということを求めまして、地域審議会であるとか、地域自治組織などの具体的な方法論に踏み込めるかどうかという点であります。

当然、新しい自治組織について考えていこうとすれば、その根っことなる地域コミュニティの見直しというようなことについて、住民の皆さんを巻き込んだ議論ができる

かどうかということも問題になってまいります。そういうところがこの協議会に期待されるだろうと思っております。

以上、いずれの点も、せっかくこの地方で今協議が始まった合併が、国の財政危機を乗り越えるためだけの、つまり効率一辺倒のものにならないように、本当に皆さんが結果を、この地域が新しくなったな、変わったなというふうに感動を持って迎えていただけるようなものにしなければならないと思っております。そういったような感動が、やっぱり新しい地域のエネルギーを生み出すであろうというふうには私は信じております。

この協議会は、この3つの市町が対等の精神で協議を行っていくということが確認されておりますので、それぞれが積み上げてきたまちのいいところを尊重しながらも、やっぱり新しいものを生み出そうという姿勢で協議が進められていくことに期待いたしまして、私も気持ちを新たにこの法定協議会に臨んでおります。どうか、今後の協議について、皆様方の積極的なご参加をお願いして、ごあいさつとします。ありがとうございました。（拍手）

森 輝義事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、2点ほど確認をさせていただきたいと存じます。

まず、本日の委員さんの出席状況でございますが、会長を除いた委員総数34名のうち、ご出席が33名となっております。協議会規約第10条の規定により開催要件を満たしております。

次に、会長・副会長の選任についてでございます。

新聞報道等でご案内かとは存じますが、7月2日付けで発効しております協議会規約に基づきまして、一宮市長を会長に、尾西市長、木曾川町長を副会長にする旨、協議が整っております。

なお、申し遅れましたが、私は事務局長を仰せつかっております一宮市企画部長の森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めての会議でもございますので、本来ならお一人ずつ自己紹介をいただくところでございますが、委員名簿をお手元にお配りしてございますので、先にごあいさついただきました会長・副会長を除きまして、名簿順に事務局からお名前を紹介させていただくことで自己紹介にかえさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたらご起立いただきますと幸いに存じます。

一宮市選出の2号委員の一宮市議会議員、神戸秀雄様でございます。

一宮市議会議員の吉田勇吉様でございます。

一宮市議会議員の木村貞雄様でございます。

一宮市議会議員の梶田信三様でございます。

尾西市選出の2号委員の尾西市議会議員の北岸節男様でございます。

尾西市議会議員の時田晴彦様でございます。

尾西市議会議員の服部豊様でございます。

尾西市議会議員の浅田清喜様でございます。

木曾川町選出の2号委員の木曾川町議会議員の川井勇様でございます。

木曾川町議会議員の川合正高様でございます。

木曾川町議会議員の井浪清様でございます。

木曾川町議会議員の日比野友治様でございます。

一宮市選出の3号委員の一宮商工会議所会頭の豊島半七様でございます。

一宮市小中学校PTA連絡協議会会長の常川雄次様でございます。なお、常川様は、本日所用のためご欠席でございます。

一宮青年会議所理事の柘倉勲様でございます。

一宮市女性農業者会議会長の大島千恵子様でございます。

公募で選任されました毛織物業の佐野豪男様でございます。

公募で選任されました主婦の友定良枝様でございます。

尾西市選出の3号委員の尾西市商工会会長の吉田弘様でございます。

区長の宮田肇様でございます。

尾西青年会議所の上田芳敬様でございます。

民生・児童委員の青木隆子様でございます。

公募で選任されました会社顧問の中島路可様でございます。

公募で選任されました会社役員の橋本照夫様でございます。

木曾川町選出の3号委員の木曾川町商工会会長の五藤和吾様でございます。

区長の葛谷昭吾様でございます。

建築士の五藤久佳様でございます。

翻訳・作家・国際理解講座講師の杉本尚美様でございます。

公募で選任されました青果業の不破孝彦様でございます。

公募で選任されました塾講師の松村真早美様でございます。

続きまして、4号委員の日本政策投資銀行東海支店企画調査課長、神藤浩明様でございます。

愛知県尾張事務所長、古池庸男様でございます。

ありがとうございました。なお、事務局につきましては、13ページ、資料5「事務局職員に関する協議書」の写しに記載がありますので、これをもって紹介にかえさせていただきます。

続きまして、今回の会議の議事録の署名委員についてでございます。

後ほどお諮りしますが、協議会及び小委員会については、毎回会議録を調製し、出席委員の代表者の方にご署名をお願いしたいと思っております。当面、今回の会議の議事録の署名ですが、委員の中でお三方を決めていただきたいと思います。できれば、今回に限り会長にご指名いただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

それでは、恐縮でございますが、今回に限って私から指名をさせていただきます。

各市町議長さんの梶田委員さん、時田委員さん、川合正高委員さんのお三方にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。

それでは、大変お手数でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

森 輝義事務局長

ありがとうございました。

それでは、これ以降、規約第10条に基づきまして、進行は会議の議長となります会長にお願いしたいと存じます。

谷 一夫会長

それでは、議長を務めさせていただきます。どうかひとつよろしくご協力いただきますようお願いを申し上げます。

まず、今日の会議の全体像をちょっとだけお話をしたいと思いますが、レジユメをご覧いただきますと、報告事項、協議事項、その他というようになっておるわけでございます。

今日は第1回でもございまして、いろいろとご説明をしなければいけない点、事務的な問題でご協議を賜らなければいけない点があるわけでございますが、なるべく実質的な審議も若干入りたいという気持ちも持っております、この報告・協議、事前に資料をお渡ししてございまして、お目通しもいただいているかと思っておりますので、事務局の説明は最小限にさせていただいて、時間の節約を図りたいというふうに思っております。

そして、協議の6が済んだ後、時間がありましたら、できればフリートークキングの時間をとって、ご自由にひとつご意見を今日はおっしゃっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく進行にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに報告事項でございますが、これらにつきましては任意協議会の段階で十分ご議論をいただいております、委員の皆様方におかれましても、市町からも十分に説明を受けておられるかというふうに思っておりますので、ただいま申し上げましたように、要点のみ簡潔に説明をお願いいたします。

森 輝義事務局長

少し長くなりますけれども、報告第1号から第11号まで一括でご説明申し上げます。なお、本日配付いたしました資料に一部訂正がございますので、お手元に配付いたしております正誤表にて訂正をお願い申し上げます。

それでは、次第をはねていただきまして、1ページをお願い申し上げます。

報告第1号、資料1「合併協議会設置に係る経緯」をご覧ください。

本年1月14日に設立されました任意協議会の経過を中心に、本法定協議会が立ち上がるまでの経緯をまとめたものでございます。本年1月14日に任意協議会が設置され、5

月28日まで、5回にわたり会議を開催いたしました。

2ページをお願いいたします。

第2回の会議では、1点目、合併期日の目標を17年3月とする。2点目、各市町の15年6月議会で法定協議会設置議案を提案する。3点目、合併協議は2市1町対等の精神で進め、合併方式は法定協議会で決定する、この3点が確認され、各市町6月議会の議決を経まして、7月2日付けで法定協議会が設置されたところでございます。

7ページをお願いいたします。

報告第2号、資料2「合併協議会規約」をご覧ください。各市町の6月議会で議決いただきましたところでございます。

第3条では本協議会の役割を規定しております。この協議会は、合併に関する協議、新市のまちづくりを定める建設計画など、合併についてのすべての事項について協議することになります。

第6条、7条は会長・副会長の規定です。冒頭申し上げましたように、これらの規定に基づき、会長は一宮市長、副会長は尾西市長、木曾川町長とするとの協議が整っております。

次の8ページをお願いします。

第10条は会議の運営に関する規定です。会議成立のためには半数以上の委員の出席が必要であること、会長が議長となることが規定されております。第3項では、運営等に関し必要な事項は会長が会議に諮るとされており、後ほどご協議いただく予定としております。

第12条は小委員会に関する規定です。任意協議会で小委員会を中心に実質的な協議を進めることが確認されており、後ほど5つの小委員会の設置をご提案申し上げる予定でございます。

次の9ページをお願いいたします。

付則として、規約の施行日は7月2日としておりますが、これが法定協議会設立期日となります。

次に、10ページをお願いいたします。

報告第3号から第5号、資料3から5につきましては、規約に基づいて3首長による協議が整った法定協議会設置等についての協議書の写しでございます。

次に、15ページをお願いします。

報告第6号、資料6「合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」をご覧ください。

委員の報酬等に係る規程でございまして、第2条のとおり、日額7,200円としております。

次の16ページをお願いします。

報告第7号から第9号、資料7から9につきましては、協議事項を事務レベルで協議・調整する組織に関する規程です。幹事会は助役クラス、専門部会は部長クラス、分

科会は課長クラスを中心とする会議としております。

なお、16ページ、幹事会規程の第7条で、先にお断りしました条文の訂正がありますので、よろしく願い申し上げます。

次に、22ページをお願いします。

報告第10号、資料10「合併協議会事務局規程」をご覧ください。

事務局の運営に関する規程でございます。事務局の体制は、兼務の事務局長1名、次長2名を置くとともに、専任職員として課長以下の職員を置くこととしております。

次に、26ページをお願いします。

報告第11号、資料11「合併協議会予算事務規程」をご覧ください。これは、後ほど報告いたします協議会予算及び執行について定めた規程でございます。このうち、27ページの付則の第2項について若干ご説明申し上げます。

協議会の予算は、原則として、2条2項で前年度の協議会で承認を得る旨、規定されております。本年度は協議会設置が7月2日であり、本日までの予算の執行も必要ですので、この規定により、本年度予算を会長専決とすることができる旨としております。

以上、報告第1号から第11号までをご報告させていただきました。

谷 一夫会長

はい、ご苦労さまでした。

これまでの説明につきまして、何かご質問があれば、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

服部 豊委員

尾西市の服部でございますけれども、こういう歴史的なこの合併協議会の委員として参画できるということに非常に光栄と思っておりますと同時に、責任の重さにいささか緊張しておりますけれども、よいまちづくりができる論議に参加できればとは思っておりますけれども。

私個人的な考えとしましては、なかなか住民の立場で合併ということを見ると、どのようなメリットがあるんだろうかということについては、いささか懐疑的に思っております1人でありましてけれども、しかしながら、合併については、はなから反対だとか賛成だとかいうことではなくて、私は議会の方でも合併については慎重派だと言っておりますけれども、そういう立場でいろいろご意見も申し上げていきたいなと思っております。

そこで、ちょっとお尋ねしたかったのは、任意協議会で5回にわたって会議をしていただいておりますけれども、なかなかどういうまちづくりをするのかということについては、全然ビジョンが描けていないと。これは法定協の方でやっていくんだということになっておるようですので、それはそれでこの場で今後協議していけばいいと思っておりますけれども。

2市1町がその対等な精神で協議を進めるんだということが確認されておりますし、一宮の谷市長さんは、新しいまちをつくっていく話し合いをするときに、新設も編入も

ないと、新しいまちをつくることの方が重要であって、手続上、方式等については、それは後の問題、二の次の問題なんだと、こういう認識を示されておりますけれども、谷市長にお尋ねしますけれども、そうしますと、一宮という名称にこだわらないというふうに私ども理解してもいいんでしょうか。

谷 一夫会長

その名称に関しては、新市建設計画作成等小委員会で、そういう名称を含めた合併基本項目についてはご議論をいただくと、そういう整理になっておりますので、そこでのご議論に任せたいというふうに思っておりますが、個人的に申し上げれば、名称については、尾西の市長さんも木曾川の町長さんも、かなり柔軟な考えを持っていらっしゃると思いますので、私もそれに従おうというふうに思っております。

服部 豊委員

はい、ありがとうございました。

谷市長のお考えについてはよくわかりました。まさに対等の精神で自由に遠慮なくいろいろ論議ができるんだろうというふうに私も期待したいと思います。

それから、この任意協の中で、「小池参与さん」という名前が出てくるんですけども、今度4号委員でなられた「古池さん」とは、これ別人の方なんですか。字が違うんですけれども。

谷 一夫会長

同一の方であります。字が違いますか。

森 輝義事務局長

恐れ入ります、誤植でございますので、訂正させていただきます。

谷 一夫会長

どちらが正しいですか。

森 輝義事務局長

「古い」と書いた方が正しいです。

谷 一夫会長

古い池が正しい方だそうですので。同じ方でございます。

北岸 節男委員

神藤さんの字も藤の字が間違っているんじゃないですか。

谷 一夫会長

北岸さん、ちょっともう一度、すみません。

北岸 節男委員

先ほど配付していただきました席表の神藤さんの字が、多分これ、こちらが間違っているだろうと思うんですが、いろいろ誤植があるようですので、この際、訂正されておいた方がいいと思います。

森 輝義事務局長

申しわけございません。配席表の神藤さんのお名前を間違っておりまして、新しい協

議会委員名簿でお配りしております神藤さんが正しいお名前でございます。失礼いたしました。

谷 一夫会長

配席表は「神道」と書いてありますけれども、「神藤」が正しいでございますので、ご訂正をお願いします。

では、ほかに御発言はいかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

では、ここまでのところでは、特にお尋ねもないようでございますので、続きまして、報告事項の12番、13番について、事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

それでは、報告第12号及び第13号について説明させていただきます。

28ページをお願い申し上げます。

報告第12号、資料12「平成15年度合併協議会事業計画」をご覧ください。

「会議の開催」につきましては、協議会、小委員会を初めとした協議・調整の会議を随時開催いたします。

「住民アンケートの実施」につきましては、住民の方々のご意見を建設計画等に反映させるために実施するものでございます。時期的には来年1月から3月ごろになるかと考えています。

「新市建設計画の策定」につきましては、新市のまちづくりの計画策定を進めるものでございます。委員はもとより、地域・住民の皆様の意向を十分に踏まえながら策定してまいります。

「合併シンポジウムの開催」につきましては、年内11月ごろから、2市1町、3カ所で開催する予定でございます。

「住民説明会の開催」につきましては、住民アンケートと同様、協議が進んだ段階で、住民の皆様に協議の結果の概略をお示しするとともに、ご意見を伺うために実施するものであります。年明け1月から3月ごろになるかと存じます。

「合併協議会だより」及び「ホームページの開設」につきましては、協議会及び小委員会の協議の内容について情報提供するために実施するものでございます。「協議会だより」は隔月発行、全戸配布の予定でございます。

次の29ページをお願いします。

報告第13号、資料13「専決処分の承認について」をご覧ください。

先ほどご説明した「合併協議会予算事務規程」の付則で、15年度予算を専決処分できる旨、規定しておりますが、その専決承認を求めるものでございます。予算規模は、歳入歳出ともに4,243万8,000円でございます。

以上、報告第12号及び第13号でございます。

谷 一夫会長

これらにつきましては、任期協議会の段階で十分にご議論いただいた経緯があること、そしてまた、各市町の議会におきまして、6月議会で負担金の予算計上をする際に事業計画もお示ししながらご説明をいたしまして、議決をいただいた経緯もあり、報告事項としております。なお、事業によりましては、実施内容につきまして、あらかじめ協議会に諮った上で進めるものが出てくるかと思えます。

これまでの説明につきまして、ご質問がありましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

よろしゅうございますか。

特にないようでございますので、報告第13号の15年度予算の専決につきましてご承認をいただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

ありがとうございます。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

33ページをお願いいたします。

協議第1号、資料14「合併協議会会議運営規程について」をご覧ください。協議会の運営についての約束事を規定しているものでございます。

次の34ページをお願いします。

第2条で、会議は原則として公開、ただし、委員の半数以上の賛同があるときは非公開としております。第5条で、議事進行につきましては原則全会一致とし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2の賛成をもって決することとしております。第6条は傍聴に関する規定で、後ほど別途お諮りいたします。第8条では、会議録等は原則公開で、公開方法は別途会長が定めることとしております。

以上でございます。

谷 一夫会長

ただいまの説明につきまして、何かお尋ねがあれば、どうぞご発言をお願いいたします。

どうぞ、服部委員さん。

服部 豊委員

この運営規程の第2条ですね。会議は原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは公開しないことができる。秘密にすることができるということですが、このいわゆる公開しないというようなことが想定されるのかどうかということが1点と、これは重要な規定ですので、こういう規定は当然必要とは思いますが

も、こういう決定をする場合には、例えば3分の2以上の賛同とか、そういう、たしか議会の秘密会もそのような規定ではなからうかと思えますけれども、そういうふうに、ちょっと多数の賛同というふうに、もしも設けるのであれば、変えた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

谷 一夫会長

どういう事態を想定するかという部分であります。これは、先々どんな議論が出てくるか予測が付きません。場合によっては非公開にした方がいいこともあり得ることはあるかもしれない、そういうことで、念のための規定というような形でこれを上げさせていただきました。

今の2分の1にするか、3分の2にするか、これにつきましては、他の委員さんのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「このままでいいと思います」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

このままでよろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

(「このままでいいと思います」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

このままでいいというご意見が多いようでございますが、それでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

服部委員さん、どうも大勢はこのままでいいということのようでありますが、よろしゅうございませうか。恐れ入ります。

ほかにはいかがでございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ほかにはご発言もないようでございますので、それでは、協議第1号、「一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程(案)」につきまして、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。

協議第1号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

以降は、この運営規程によりまして議事を進めさせていただきます。

それでは、協議第2号について、事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

36ページをお願いいたします。

協議第2号、資料15「合併協議会小委員会規程について」をご覧ください。小委員会の運営に関する規程でございます。

次の37ページをお願いいたします。

第2条の所掌事務で、協議会の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をすると規定しております。第3条で、小委員会の組織については、会長・副会長及び会長が選任した委員で構成するとしております。

次の38ページの別表では、5つの小委員会を置くこととしております。

前の37ページに戻っていただきまして、第4条では、委員長・副委員長の選任は委員の互選によると規定しております。第5条で、先にお断りしました条文の訂正がありますので、よろしくをお願いいたします。

次の38ページをお願いします。

第6条第2項では、会議成立の定足数を委員の半数以上と規定しております。第8条は会議の運営についての規程ですが、ここでは、先ほどお決めいただきました協議会運営規程を、本小委員会規程にも適用する旨をうたっており、進行は原則全会一致、意見が分かれた場合、3分の2以上の賛同で決めるなどの条項が準用されることとなります。

次の39ページをお願いします。

参考資料として、「協議会・小委員会における協議の流れ」という資料をご覧ください。

協議会の議題は、原則として、「協議事項」、「提案事項」、「報告事項」の3つに区分してご協議いただきたいと思いますと考えております。(1)の協議事項は、提案した当該会議で決定をお願いするものでございます。(2)の提案事項は、会議に提案した次の会議において決定をお願いするものでございます。(3)の報告事項は、会議への報告にとどめるものでございます。

協議会では、小委員会の議を経ておりますので、原則(1)の協議事項でお願いしたいと考えております。小委員会では、原則として(2)の提案事項でご説明し、ご検討をいただいた上で、次回会議でご決定いただきたいと思いますと考えております。ただし、軽易な事項は、(1)協議事項として上げさせていただく場合もあろうかと思っております。この点を図示したものが、「下の図、協議の流れのイメージ」でございます。

以上でございます。

谷 一夫会長

ただいまの説明につきまして、何かご発言があれば、どうぞお願いをいたします。

どうぞ、服部委員。

服部 豊委員

先ほどの説明ですと、会議運営の原則で、全会一致が原則だと。それで、賛否が分かれた場合ですか、3分の2以上というのは。それはどこに定めがされているんでしょうか。

谷 一夫会長

事務局、どうぞ。

森 輝義事務局長

ご説明いたします。

小委員会規程の第8条に、会議の運営ということで条項が起こしてございます。この中で、会議の運営については協議会の会議の例によるということでございますので、戻っていただきまして、34ページの5条ですが、会議の進行について規定がございますので、この規定を準用するというので、よろしく願いいたします。

谷 一夫会長

よろしゅうございますか。

先ほどご承認をいただいた協議事項の1のところうたってあるということでございますが。

服部 豊委員

どうも失礼しました。最初の協議会規程を一所懸命見ていったものですから、これの第5条に基づいて小委員会の方もやるということですね。はい、わかりました。

谷 一夫会長

ほかにはご質問はございませんでしょうか。

ほかにはないようでございますので、協議第2号、「一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程（案）」につきまして、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

ありがとうございました。

協議第2号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

なお、小委員会の構成につきましては、本規程によりまして、私の方で決めさせていただくこととなりますが、実は今日腹案を用意してきておりますので、これからお配りをさせていただきたいと思っております。

〔小委員会構成案配付〕

谷 一夫会長

お目通しいただきましたでしょうか。

このように決めたいと提案させていただくわけでございますが、いかがでございましょうか、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

それでは、特にご異議もないようでございますので、このように決定させていただきまして、今後各委員会での協議をよろしく願いを申し上げます。

それでは、協議第3号及び第4号について、一括して事務局から説明をお願いしま

す。

森 輝義事務局長

40ページをお願いいたします。

協議第3号、資料16「合併協議会会議の傍聴に関する規程について」をご覧ください。

い。

次の41ページをお願いします。

第2条で、傍聴人の定員は30人とさせていただいております。

次に、44ページをお願いします。

協議第4号、資料17「合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程について」をご覧ください。

委員の皆様方が協議会等の会議に出席される際の災害に対する補償の規程でございます。それぞれの市町選出の委員は、市町の公務災害補償の規定の例により協議会から補償されることとしております。

以上でございます。

谷 一夫会長

ただいまの説明につきまして、ご質疑があれば、どうぞご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ、服部委員。

服部 豊委員

この傍聴に関する規程ですけれども、第2条に、傍聴人の定員が30人とされております。この2市1町ですと37万ですか、37万もの都市の建設についての協議の傍聴が、わずか定員が30人というのは、ちょっと少ないんじゃないかと思うんですね。会場的な制約があるのかなと思いましたら、結構広い会場ですし、後ろの方を見ても、まだスペース的には余裕がありそうですので、どうでしょうか、これ今日は何人ぐらい来ていただいているんですかね。入れなかった方は見えるんでしょうか。

森 輝義事務局長

本日の傍聴の方は23名でございます。

谷 一夫会長

ちょっと事務局、補足説明をしてください。

森 輝義事務局長

補足説明をさせていただきますと、今日はこういった会場をお借りできまして、キャパ的には十分収容可能かと思えますけれども、今後、協議会あるいは小委員会等を、この会場、あるいはもう少し狭い会場になる場合もございますので、傍聴規程は小委員会等にも準用してまいる所存でございますので、30人でとどめさせていただきまして、会場に余裕がございましたら30人以上でも、その小委員会でありましたら、委員長さん等のご了解の上で傍聴していただこうと。

ただ、資料もある程度、私どもとして用意させていただかなければいけませんので、30名までの傍聴の方については資料もご用意させていただきます。それで、30名を超えて

傍聴していただく場合、30を超えて資料等のご用意はできませんけれども、その会議の座長の了解の上で参加を認めていこうと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

谷 一夫会長

そういう整理であります。

どうぞ。

服部 豊委員

何人ぐらいの方が来ていただけるか今後わかりませんが、今日は、こういった悪天候の中でも23の方が来てみえるということですので、かなり今後傍聴等もあるんじゃないかなと思いますので、実際の運用に当たっては、せっかくお越しいただいて、もう定員だからということで門前払いというような形にはならないように、今後の運営については心がけていただきたいと思います。

今の説明だと、資料は30人分だけれども、31人目の方は、お帰りくださいということにはしないというふうに理解しておりますので、スペース的に許す限り、ご希望があれば、沿うようにお願いしたいと思います。

それから、第6条のところに、その会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことというのが、この守るべき事項の第1に上がっておるんですけれども、当然、その会議の秩序を乱したり、会議の妨害になるような行為をしないことというのが後ろの方に入っておるわけですから、こういうのは、なぜの一番に規定されてきておるのかなと疑問に思うんですけれども、いかがでしょうか。

谷 一夫会長

私どもは余り疑問に思わないんですが、どこがおかしいんでしょうか。その他ということでございますので、1番から6番まで具体的に挙げて、ここに記載できないような、想定できないような、その他会議の秩序を乱し、あるいは妨害になるような行為をしないと、これはもう当然の規定だというふうに思っておりますが、具合悪うございましょうか。

服部 豊委員

第7条の規定というのは、これは私も当然規定されるべきものだというふうに思っておりますし、傍聴の方には、こういう点については守っていただくべきだと思うんですけれども、言ってみれば、この地域のすべての方にかかわってくるこの重要問題を論議する場所で、いろんな意見が出たときに、そうだとか何とかといって声が上がっても私はおかしくないと思うんですよ。これは、議会の傍聴規則とは違うと思うんですね。

谷 一夫会長

服部委員のご意見、いかがでしょうか。ほかの委員の皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。どうぞ、どなたか、いかがでしょうか。

どうぞ、北岸委員。

北岸 節男委員

規定は規定として、ごく自然に発してしまう、その言葉なり、これを止めるということとは多分不可能だと私は思うんですね。そこまでをこの条文が要請するのかどうかということなんだろうと思うんですよ。だから、条文は条文として、これでいかれたらいいんじゃないかと私は思いますが。ごく自然の発露としての感情表現を止めるということは、本人にも恐らくできないだろうと私は思いますので、条文は条文として認めていて、私はいいいんじゃないかというふうには思います。

谷 一夫会長

事務局、傍聴される方には、こういったものを何かお渡しするわけですか。特別の注意として書いたものを渡すわけではないですか、傍聴心得みたいなものを。

森 輝義事務局長

特には予定はいたしておりませんが、委員さん方に十分ご審議いただくために、こういったことでその方の発言が聞き取れないというようなことが生じる場合もあるかもしれないということで、少し規定をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

谷 一夫会長

はい、浅田委員、どうぞ。

浅田 清喜委員

声を発したから退席を求めるなんていうことは書いていないわけですから、これで結構でございます。

谷 一夫会長

常識的な方がおいでになるということで、よろしくご了解をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。何かご質疑ございませんか。

はい、どうぞ、北岸委員。

北岸 節男委員

これは、私個人的な思いであるのかもしれませんが、もう既に私の方では、私の市の担当の人間からお話を聞いていますけれども、改めてこの席でどうすべきかお聞きしたいと思って発言させていただきますが、少なくとも私個人としましては、合併の論議に参加させていただく以上は、一つの小委員会に属して、その中で論議をする、その認識だけ持っていればいいという気持ちにはなれないわけですね。当然ですが、ほかの小委員会、その他の会議も、できることならば生の声をお聞きしたいと、つまり傍聴ということでもありますけれども、委員の傍聴そのものの規定は、他の小委員会への傍聴ということは、格別にうたっていないわけですね。

ですから、それはどうすべきだろうか市の方では話は一応したんですけれども、改めてこの席で、どういう扱いをしていただけるのか確認をしたいと思います。特別な扱いをしるなんてことは申し上げません。ですけれども、一応確認をさせていただきたいというふうに思います。

谷 一夫会長

これ、事務局、何かお答えありますか。

森 輝義事務局長

そのようなことは想定いたしておりませんでした。委員さん方が他の小委員会に出席して、その議論を参考にして協議を進めていただくということは非常に重要なことかと思しますので、その取り扱いについては、委員さん方にお任せ申し上げたいと思っております。

谷 一夫会長

別に傍聴は全く自由ですよね。要するに、例えばちょっと遅れて見えて、その30人に入らなくて、資料がもう30人分交付してあって、資料がないということがあっては申しわけないわけだから、何かそのあたりで少し配慮をしておいた方が場合によってはいいかもしれない。

北岸 節男委員

自分の守備範囲はこれだけだよと、それで、ほかのことは預かり知りませんよというようなことは、この協議会の性質からは、いけないだろうというふうに私は思います。

ですから、皆さん方にどうしなさいと言うつもりは全くありません。ですが、私個人としましては、少なくとも協議全体を認識をしていかなければいけないなというふうに思っておりますので、そういう意味では、他の小委員会、この委員会は出たいなという場合には、なるべく早く行けばいいわけですが、ご配慮をどういうふうにお考えになっているかお聞きしたいと思っておりますので、発言をさせていただきました。

谷 一夫会長

大変ありがたいお気持ちだと思います。ですから、できましたら、もしご予定がわかれば、事務局にちょっと電話でもしておいていただいて、今日は行くよと、そのくらいのことをちょっと、皆さん、もしお出かけになる場合はご配慮をいただければ、事務局もそれなりの準備をしたいと思いますので、そのようにひとつお心配りをいただければと思います。いかがでしょうか。

北岸 節男委員

それで結構なんです。それもちょうと言いくかったなと思うんですが、実は、今日出席されている方、もう30何人ですからね。それで傍聴席30人ですからね。それで、一般の方なり報道関係者なり入ってきたりすると、とんでもない人数になる恐れがあるなど、これも困った状態だろうなと思っております。ですから、私は個人的な思いというふうに申し上げたんですけれどもね。その辺は柔軟に対応していただきますようお願いをしておきたいと思っております。

谷 一夫会長

ありがとうございました。

ほかによるしゅうございましょうか。

(「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

それでは、ほかにないようでございますので、協議第3号、「一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議の傍聴に関する規程（案）」につきまして、原案どおり承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

ありがとうございました。

協議第3号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第4号、「一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程（案）」につきまして、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

ありがとうございました。

協議第4号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第5号について、事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

46ページをお願いいたします。

協議第5号、資料18「事務事業調整に係る基本方針について」をご覧ください。

既に2,000を超える事務事業のすり合わせ作業を事務的には進めておりますが、その調整に関する基本的な考えを協議会の基本姿勢として対外的に示していくものでございます。6つの原則を掲げておりまして、前半3項目は、行政サービスのあり方としては、早期に一体的なサービスができるようにすることを基本に据えつつ、サービス水準はできる限り向上させ、住民負担は公平にとの原則をうたっております。後半3項目は、前半3項目を実現する上での前提として、健全・効率的、適正な行財政運営を目指していくことがうたっております。

以上でございます。

谷 一夫会長

ただいまの説明につきまして、ご質疑をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

特にご質疑はないようでございますので、協議第5号、「事務事業調整に係る基本方針（案）」につきまして、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

ありがとうございました。

協議第5号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

それでは次に、協議第6号について、事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

48ページをお願いいたします。

協議第6号、資料19「合併協定項目（案）及び小委員会への付託について」をご覧ください。

17年3月合併との前提に立ちますと、16年8月には合併協定書の調印をする必要がございます。ここにお示ししました合併協定項目（案）は、その合併協定書の柱立てとなるものでございます。1から5が合併方式など基本5項目と言われるものでございます。以下22までが、ある程度横断的な調整が必要な事項であり、枝番号のある23は、各行政分野の事務事業、最後が建設計画となっております。これらの項目についての審議を小委員会に付託させていただき提案としております。

なお、これらについては、小委員会のご検討のいかんによっては、今後項目の変更等があるかと存じますので、随時協議会にお諮りしながら、必要な修正をかけていく予定でございます。

次の50ページをお願いいたします。

資料20「新市建設計画策定の基本的な考え方（案）」をご覧ください。

先にご説明しました協定項目（案）の「25新市建設計画に係る事項」に関連して、計画の内容そのものは小委員会でご検討いただくこととなりますが、本日、策定の大まかな考え方、枠組みについてご協議いただき、ご確認いただきたいと考えております。

主な項目のみご説明いたします。

「1新市建設計画策定方針」（2）は計画の内容で、計画の期間は、合併後おおむね10年間としております。ただし、人口等の基本的な指標は長期のスパンで推計し、それをもとにしたまちづくりのあり方を位置づけていくことになろうかと存じます。

（3）は基本方針です。合併後、速やかに地域の一体性を確立できるようなまちづくりを進めることを基本に据えつつ、地域の伝統・文化を損なわないような配慮も必要という考え方を示しております。

（4）は、施策や主要事業を盛り込む上での考え方でございます。新市の一体的な発展を基本としつつ、地域間格差が生じないように、かつ住民の意向を十分踏まえたものとするとしております。また、合併特例債はあくまでも借金であるとの認識のもとで、安易に特例債目当ての新規事業を盛り込むのではなく、真に必要な事業に限定して充当していくことをうたっております。

（7）は財政計画で、建設計画に盛り込む事業の財政的な裏づけも含めた中長期的な財政フレームでございます。特に3つ目の点では、昨今の国における三位一体改革の検討の動向を注視しつつ財源を見込んでいくとしております。

次の52ページをお願いします。

「2新市建設計画の構成」は、建設計画の目次立てでございます。小委員会の検討の中での変更も想定しており、当面の柱立てとご理解いただければと存じます。なお、55

ページに建設計画策定スケジュールを添付しております。現段階の目安とご理解いただければと存じます。

参考資料として、57ページ以下に、合併の手続的な事項及び協定項目、各項目の説明書きを添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上でございます。

谷 一夫会長

ただいまの説明につきまして、どうぞ発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

山口 昭雄副会長

ハード・ソフト両面に於いて、新都市建設計画策定が進められていくわけですが、これの土台となる3つの市町のそれぞれのこれまでの事業の突き合わせですね、施策・事業の突き合わせにおいて効率よく進めるということが重要ではありますが、例えば、我々最も小さな町から考えますと、我々のこれまで進めてきた中でも、これだけは何とか将来につなげていきたいというふうに考えましても、小さな町の小さな事業について全体化していくというのは大変であり、それが淘汰されていく恐れがあるわけで、そういうことができるだけないように、まず最初の段階で配慮をしていってほしい。

逆に、大きな市町の施策に小さな市町の施策をつけ足す場合には、財政的にも余り問題はない。その逆について、何か不安な面がございますので、そういう点について、特に各市町のそういった仕事を担う皆さんにお願いをしていきたいなど、この場で申し上げておきます。

谷 一夫会長

当然のご意見だと思います。これはご要望ということでよろしいですね。

山口 昭雄副会長

はい。

谷 一夫会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、北岸委員。

北岸 節男委員

49ページの一覧表を見ますと、ざっといろんな分野で各小委員会が分かれて作業を行っていくという欄がありますけれども、さまざまな分野でオーバーラップしたり、この一覧の中で、ある意味では欠如しているのではないかと思うんですが、次ページのいろんな理念、その他が書いてありますが、この理念の内容そのものを検討するというか、討議をするという場が、分けられないものですから、存在しないのではないかという気がいたします。

そういったことそのものの論議といいますが、それはどういう場所で確保していくべきなのかなと、ずっと思っているんですが、なかなか難しいことかなというふうに思います。

それも大切なことでもありますので、50ページにいろんな理念が書かれておりますけれども、その理念の具体的な内容まで突っ込んで話をする必要があるんじゃないかと私は思っておりますが、その辺は、事務局としては事務局内の考え方があると思うんですが、どういう場所でやったらいいのかというご示唆をいただければと思います。

森 輝義事務局長

49ページをご覧いただきたいと思いますが、一番最下段の25項目目に新市建設計画に係る事項というものがござります。この事項は、新市建設計画作成等小委員会でご担当いただこうと考えておりますので、この新市建設計画に係る事項の一つの考え方、案として、資料の20ページを添付させていただいたということで、ご理解賜りたいと思います。

谷 一夫会長

服部委員、どうぞ。

服部 豊委員

この50ページの資料20ですね。先ほど出ておりました新市建設計画策定の基本的な考え方、この中に、計画の期間ということで(2)のですね、計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後おおむね10年の期間について定めるものとしますというふうになっておるんですけども、皆さんご承知だと思いますけれども、合併した後10年間は、この地方交付税の算定の基礎を、各市単独で存在していたときと同じ計算方法で交付税を算定しますよと、こういうことになっておるわけですね、10年間については。その後、5年かけて段階的に新しい市で計算した交付税の方に引き下げていくと。

15年後からは、新しい市で計算された地方交付税、交付金が来るということになるわけですけども、そういうことだと10年間は非常に、言ってみれば若干手厚い交付税措置がされると。10年以降、これ減らされてくるわけですけども、しかも合併特例債については必要最小限というふうに記載はされておりますけれども、こういう特例債等による借金なんかの返済もあるわけですから、そうしますと、10年間というよりも、向こう20年ぐらいのところを見ないと、きちんとした財政計画にならないと思うんですね。

10年後以降にこの大変動が予想されるわけですから、どの程度の変動になるかわかりませんが、少なくとも減らされることは間違いないと。だから、この計画の期間というのは、10年というのはこれは短すぎます。短過ぎると思うんですね。その下のくだけりに、長期的視野に立ってということも書いてありますので、だから、ここにそういうふうにならうのであれば、おおむね20年間と最初からうたっておくべきじゃないかと私は思いますけれども、どうでしょうかね。

谷 一夫会長

今、服部委員からこういうご意見がございました。

ほかの委員さんのご意見はいかがでしょうか。

はい、どうぞ、梶田委員さん。

梶田 信三委員

そういうご意見、当然だと思いますが、先ほど資料として示されました、この20というのは、新市計画の基本的な考え方の案ということでございますので、新市計画をその小委員会でそれぞれがそういう議論をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。それで、そこで議論をしていただいて、十分にその中身、理念等にご協議をいただければいいかと思います。

谷 一夫会長

丹羽副会長さん、どうぞ。

丹羽 厚詞副会長

もちろん細かいこと、あるいは長期的展望が必要なものについては、そういったことが不可欠になってくるかとは思いますが、あくまでも、合併においては、最終的に一つのまちになるんだ、一つの市になるんだという、そういった思いで今後合併を進めていくわけでありますので、それが10年ぐらいの期間を置けば、意識としては、もう既に一つの市であって、そこにおける議会において、そういうことを諮っていけばいいのではないかという、そういったところが基本的な考え方にあるのではないかと思います。

もちろん、長期的なもので展望していかなければいけないということは考える必要はあると思いますが、基本的には、やはりこの10年というスパンというのは、これはこれで正しいものではないかと思うわけですが。

谷 一夫会長

服部委員さん、どうぞ。

服部 豊委員

この計画におけるこの主要事業だとか、公共的施設の統合整備、こういうものについては10年でもいいと思うんですよ。ところが、財政計画については、10年間は地方交付税、今までどおり保障しましょうということになって、10年以降はこれ下げられることははっきりしておるでしょう。10年後に激変が来るのに、なぜ10年間の財政計画しかつくりたくないのかと。10年間はよければいいということになったら、これ10年以降はとても立ち行かないということになってきますよ。その10年間だけいい、うまくいけるという計画だけでとどめ置いたら、11年目以降は大変苦しいことになるということになるわけですよ。

だから、これ少なくとも、11年目以降15年目までは段階的に下げられて、15年目以降は、もうその下がったところでいくというわけですから、財政計画については、これ20年スパンで考えないと、本当に健全な都市が建設できるかどうか疑問だと私は思うんですね。

これは、基本的には新市建設計画作成等小委員会で論議していただくことですが、この基本的な考え方については、ここの全体の会議で出ておりますので、私も意見を言わせていただいております。これは本当に10年では短いと思います。

谷 一夫会長

事務局、何かありますか。はい、どうぞ。

森 輝義事務局長

先ほどもご説明申し上げましたように、この「また」以降で書いてございますが、新市の基本方針を定めるに当たっては、15年から20年後の各種指標、この各種指標の中には、当然財政計画、事務事業等も踏まえ、シミュレートするわけでございますが、その中の10年間について新市建設計画として、この合併協議会の成果物とするという考え方でございますので、よろしく願い申し上げます。

谷 一夫会長

ほかにはよろしゅうございましょうか。

特にほかにはご発言ないようでございますので、協議第6号、「合併協定項目（案）及び小委員会への付託」につきまして、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

ありがとうございました。

協議第6号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

大変ご協力をいただきましたので、まだあと少々時間が残っております。40分ほどございますので、ぜひひとつ冒頭申し上げましたように、これからは特に議題を用意しておりませんが、フリートーキングということで、初顔合わせでもございますので、それぞれのお考えについて、お述べをいただきたいというふうに思います。

どうぞ、ご発言をお願いいたします。

どうぞ、それでは。

山口 昭雄副会長

それでは、真っ先にひとつお願いをしたいと思いますが、ご協議をいただきたいと思いますが、先ほども新市の名称についてご意見が出ておりました。私もこれは合併による変革のシンボルのようなものだというふうに思っておりますので、できるだけ広く住民がかかわることができるような方法をとること、あるいは十分に時間をかけて議論をしていくということが必要だと思えます。

ここで発言すべきかどうかわかりませんが、例えば、私としては公募という思いも頭の中にあります。そういったことを考えますと、相当手順が厄介になってまいりまして、それだけ時間もかかるというので、できるだけ早い時期にこの新市の名称の決定方法について協議をしていくべきだと思いますが、その適切な方法というものについて、ちょっとご協議をお願いしたなというふうに思います。

谷 一夫会長

今、山口副会長さんから、新市の名前について、本来新市建設計画作成等小委員会でご議論いただく項目ではございますが、公募を含めて、その検討について手法をひとつ考えてほしいと、こういうご提案でございます。

これは尾西市さんはどうですか。

丹羽 厚詞副会長

同様に、私からもお願いしたいわけですがけれども、私ども2市1町すべて住民説明会等もやってまいりまして、その中で、合併の方式がどうなるのかという話とともに、新市の名前はどうかという、そういった話題もありました。

そこでご説明させていただきましたが、今回の合併は、あくまでも対等の精神であると。今まででいう吸収合併というのは、吸収と決まったら、市の名前は当然中心となる市の名前になり、また、市の条例は中心となる市の条例がそのまますべて残されるものである、それが吸収合併と言われているものでありますけれども、今回は、今日ご協議いただいたように、市の条例、いろいろなものについても、すべてすり合わせを行っていく、新市の計画も行っていく、また、市の名前についても、最初から編入か新設かという形式を問うわけではなく、新市の名前は名前として問うていく、これは、あくまでも編入合併であっても名前を変えることは可能なわけです。

そういった考え方の中で、こういった各々のものについて一つずつ協議しながら、最終的にこういった形に持っていくのか、基本項目はどうかということ、これは時間的には限られておりますけれども、効果的に話し合いながら進めていくべきだと思っております。その中で、新市の名前というものについても、私ども尾西市の説明会で、各会場で皆さんにお願いしたことは、もちろんひょっとしたら一宮の方というのは、一宮市というのを新市の名前に希望される方が多いかもしれない。だけれども、私たちが何か一宮市民にも夢を与えるような新しい名前があれば、それはそれで訴えられるんじゃないかと、そういったところで、ひょっとしたら活かされていくんではないか、そういったこともお願いしてまいりました。

そういったことで、もしできますならば、期間的な制約というのはあるかもしれませんが、公募という形をとっていただければ幸いだなと感じるわけでございます。

谷 一夫会長

今、お二人の方から、新市の名前について、縷々ご提案がございました。

ご承知のように、一般的には、合併方式によって、つまり新設か編入かによって、自動的に新設の場合には新しい名前ができる、編入の場合には、核になる町の名前がそのまま市の名前になっていくというように理解をされておる面があるわけではありますが、現実には必ずしもそうではないわけでございます。編入であっても新しい名前ができる場合もありますし、新設であっても旧来の名前が使われる場合もあるということでございます。私どもの合併協議におきましても、それを分離して、方式は方式、新市の名前は新市の名前、自動的に新設だからこうなってしまうということではなくて、それぞれ分けて考えようと、こういったご提案だと思っておりますが、まず、この点について、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

友定 良枝委員

ちょっと質問と兼ねてなんですけれども、住民アンケートが1月から3月まで行われる予定なんですけれども、その新市の名前の公募と一緒にするというのは、ちょっと意味合いは違って来るかもしれないんですけれども、どうせやるなら、それで1回で済んでしまえば、税金とか手間とかちょっと助かるのじゃないかなと思ったんですが、その点はどうなんですか。

それで、もちろんそれを一緒に考えるという意味じゃなくて、どうせなら1回の機会を有効に使いたいという意味なんですけれども。これはあくまでも案なんですけれども、ちょっと教えてください。

谷 一夫会長

いいアイデアだと思いますが、アンケートする場合に、既に市の名前が決まって、こういう形で合併したいと思いますがというふうにできれば、と思っています。やはりアンケートするときに、名前もはっきりしていないで、住民の皆さんにどうしようかとお伺いしても、住民の皆さんも多分判断ができないんじゃないかというふうに思いますので、名前はこういうふうになります、そして新しいまちのイメージはこういうイメージです、そして負担やサービスはこういうふうになりますが、どうでしょうかと、こういうふうにしないといけないと思いますので、それまでに名前は決めたい。

ですから、今の山口町長さんの提案は、早くこのことについて皆様方のご理解をいただいて手続をとらせてほしいと、こういうことでありますが、ご理解いただけますでしょうか。

友定 良枝委員

わかりました。ありがとうございました。

神戸 秀雄委員

時間が残ったということで、関連事項の新市建設計画策定の基本的な考え方ということで話に入ったわけでございますけれども、大体その前に、いわゆる新市建設計画の作成等小委員会におきまして、職務分掌と申しますが、付託された中に、新市につきましてのいろんな項目があるわけなんです。

合併の方式とか、合併の期日とか、新市の名称、新市の事務所の位置等々がございませうと、今ここで、せつかく小委員会があるのに、この議論をされるかということは、意見としてはお聞きになることは結構ですが、いかがなものかと私は思います。でしたら、小委員会の方は、削除をしていただいて全部協議会でやっていただく方がいいわけですから。

谷 一夫会長

ごもっともなご意見です。今の提案は、当然小委員会でご議論いただくんですが、小委員会でご議論いただく前提と申しますが、新市の名称を早く決めないと、なかなか後の手順に支障があるものですから、公募も含めてひとつ小委員会でご検討をしていただけないかと、そういうご提案でございますので、そういうことで小委員会ぜひご検討をしていただきたいと思います。

そういうことは、これまで全然出てきておりませんので、ここで今、山口町長さん、尾西の市長さんからご提案をいただきましたので、そういう出発点で新市建設計画作成等小委員会でご議論を始めていただきたいと、こういうことでございますが、いかがでございましょうか。

それと、これは確認ですが、一宮市という名前も含めて、その他の名前と一緒にこれから議論をしていくと、そういう理解でよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

そういうことだそうでありますので、よろしゅうございましょうか。

山口 昭雄副会長

今私が会長に申し上げたのも、結局は決定方法についてお諮りをしたいということですので、今ご意見があったように、当然真っ先に小委員会で議論をしていただいて、それから最終的には、ここでその議論を深めていくということになるかと思えます。

それを特に時間的に急いでというふうに考えましたのは、やはり尾西市さんの方で住民投票が行われるということで、その住民投票については、ある程度のところまで住民の皆さんにご説明をなさって、こういった合併についてどう思われるかということをお聞きする住民投票になるというふうにお聞きしておりますので、そうしますと、その時間の制約というのは、そこからまた発生してきますので、何とか早く進めていく方法はないかというふうにお諮りしたわけですから、まず小委員会へというのは全くそのとおりであると思えます。

谷 一夫会長

はい、どうぞ、丹羽市長。

丹羽 厚詞副会長

今お気遣いいただいたご発言をしていただいたんですが、決して、だから焦って決めてほしいということを申し上げているのではなく、ただ単に小委員会でいろいろと協議をして、また協議会に持ち帰って決定をして、それから周知をして、それから公募をする、それでまた公募の期間が必要だということになりますと、これをやるだけで3カ月から4カ月、それからまた協議という話になりますので、本当に焦らなくても時間的に非常にかかってしまうということがありまして、今回この場で発言させていただいたわけですが、もちろん、あくまでも小委員会を経て協議いただきたいということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

谷 一夫会長

よろしゅうございましょうか。本来、小委員会で初めにお諮りしなければいけないわけですが、今ご説明いただいたようなことでありまして、今日ここでご発言し、皆様方にご了解をいただきましたので。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉委員

先ほど来、木曾川町長さんも、小さな町でありますので、できるだけ伝統とかいろんな残せるものは残していただきたいと、そういう要望が出ましたけれども、私どもも、今日の会議は基本的なことを確認するための会議であると、そういう理解をしております。

それで、個々の市町のさまざまな要望とかについては、今後の協議会の場で、それぞれ具体的に挙げてご提案をいただきたいと。今日即座に頼まれましても、私も初めての出席でありますので、正直なところ、尾西市さんの関係の皆さんは大変活発にご発言されておりますけれども、随分よく研究されておると、そう今も感じておりますけれども、私もこれから精力的にいろいろ勉強させていただいて、要はその合併、市町民のためにどうあるべきか、そういうことを基本的に、やっぱり多くの皆さんの声を、こういった協議会で真摯に受けとめて反映してまいりたいと。

今日のところ、私はそんなことで精いっぱいありますので、市町ののれん、名前までのことまでは、ちょっと私もまだ知恵が回っておりませんので、また広く皆さんの意見を聞いてまいりたいと、かように思っております。ありがとうございました。

谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

大変活発にご議論いただいておりますが、実は、先ほど警報が発令されたようでございまして、今私どもの助役も本部の方へ走っていきましたので、そろそろご議論の方も、今日の予定は大体済んでおりますので、このあたりで打ち切らせていただいて、事務局から少し連絡がございますので、お聞き取りをいただいて終わりにしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

どうぞ。

北岸 節男委員

総スカンを食うのを覚悟で私申し上げますけれども、私ども尾西市議会は、法定協を設立するのに、議会はほぼ全会一致に近い形で賛同しました。ただし、その賛同するに当たっては前提つきでありました。それはどういう前提かと申し上げますと、その法定協に参加して合併協議会を進めていくこと、すなわちイコール合併ではありませんよということを実は確認しております。

それで、これすなわち反対を唱えるということではありません、もちろん。私、最初に山口さんが申されました、この機を絶好のチャンスととらえるという見方を私もしたいと思います。その意味では、合併論議は前向きに取り組みたいと思いますけれども、イコールではないということは承知しておいていただかないといけないことだと思って、あえて時間をいただきました。

私は間違ったことを申し上げておりませんつもりですけれども、そういう姿勢でこの場にありますので、ひとつ皆さん方に、何言っておるんだという言い方を今後される恐れがあるかもしれませんが、立場としてご承知おきをしておいていただきたいと思っております。ありがとうございました。

谷 一夫会長

ほかに、この際、一言と思われる方、もしよければ、どうぞご発言いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局、お願いします。

森 輝義事務局長

それでは、70ページをお願い申し上げます。

資料21「合併までのスケジュール」をご覧ください。

今後のスケジュールと当面のスケジュールをお配りしてございます。今後このスケジュールでご協議をお願いすることになりますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

当面の日程としましては、73ページ、「合併協議会・各小委員会・幹事会開催予定日（案）」のとおり、あらかじめ日時を指定させていただきましたが、協議の進み方によっては、前後する場合、あるいは開催しない場合、追加して開催させていただく場合等が出てくるかと存じますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

なお、お手元に追加資料として配付いたしましたとおり、「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2003」が、8月30日、名古屋市公会堂で開催されますので、ご案内させていただきます。

最後に、議事録署名者についてでございます。

今回は、冒頭、梶田委員さん、時田委員さん、川合正高委員さんのお三方をお願いすることになりましたが、次回以降の協議会及び小委員会の議事録署名についてお諮りしたいと存じます。

谷 一夫会長

それでは、お諮りさせていただきます。

私の希望といたしましては、協議会本体の署名者は、今回のお三方に次回以降も引き続いてお願いをしたいと考えております。

また、小委員会につきましては、各小委員会の委員長さんお一人としてはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

時田 晴彦委員

私の名前をみんな間違えるんですね。濁点があるんですよ。「ときた」と、パスポートでは通りません。そこら辺は明確にしていってもらわんと、私はあくまでも「ときだ」でございます。

谷 一夫会長

大変失礼いたしました。「ときだ」委員さんであります。

ただいまの私の提案でご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

谷 一夫会長

ありがとうございました。

それでは、お三方には、よろしくお願いを申し上げます。また、小委員会でも、委員長さんに選ばれたお方には、同様によろしくお願いを申し上げます。

本日予定いたしました議題は以上でございます。

もう少しゆっくりしたかったんですが、台風が来ましたんで、大変申しわけありませんが、少し早目でございますけれども、閉じさせていただきたいと思います。

先ほど、北岸委員さんからご発言がありました、私も同じスタンスでありまして、住民説明会でもそのように申し上げております。最終的に決めていただくのは住民の皆さんの同意であり、それに基づいた議会の議決でございますので、そこまでいけるように、何かこう、いい、夢のある合併のプランをつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、どうかひとつ建設的なご議論をいただいて、これから2市1町が仲よくやっていけるようにお助けをいただきたいと心から願う次第でございます。

どうも今日はありがとうございました。台風がもう来ておりますので、どうか気をつけてお帰りください。ありがとうございました。（拍手）

午後5時40分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年8月20日

会議録署名委員 梶 田 信 三（自署）

会議録署名委員 時 田 晴 彦（自署）

会議録署名委員 川 合 正 高（自署）